

千ス協第310号

令和5年12月20日

各郡市体育・スポーツ協会会長 様

公益財団法人千葉県スポーツ協会
理事長職務代理者
副理事長 庄司 忠男
(公 印 省 略)

令和5年度第3回・第4回千葉県スポーツ指導者研修会の開催について

日頃より、本県のスポーツ振興にご尽力いただき深く感謝申し上げます。

さて、このたび標記研修会を別添要項にて開催することになりました。

この研修会は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者として日頃各地域において積極的に活躍されている指導者を対象に研修の機会を増やし、より一層ご活躍いただくために行うものです。

つきましては、該当者がおられましたらご案内いただきますようお願い申し上げます。

なお、千葉県スポーツ指導者協議会会員には、本会より案内しておりますことを申し添えます。

記

1. 開催にあたって

- ①開催にあたっては、各種感染症に対する基本的な対策を講じて開催いたします。
- ②現在調整中の講演テーマ及び講師につきましては、決まり次第本会ホームページでお知らせします。

2. 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の特例措置の廃止について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置については、4年間にわたって講じられましたが、更新研修の実施状況に加え、指導者自らも常に学び続けながらプレーヤーの成長を支援するという公認スポーツ指導者育成のコンセプトに鑑み、2024年4月1日付更新登録における特例措置をもって終了することになります。2024年10月1日付更新登録以降、特例措置はありませんので、これまで特例措置の対象であった資格・競技についても、従前同様、有効期限の6か月前までに日本スポーツ協会あるいは当該中央競技団体等の定める研修会の受講が必要となります。